

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	08 若槻地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月12日(火) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・若槻地区は、南北を二分する生活圏に分かれ、南部(坂下)は住宅化が進み営農家数は少ない。北部(坂上)は、若槻地区の農地面積の74%を耕作する純農村地帯である。地区全体において高齢化が進み、特に農家世帯は顕著で、後継者の確保が困難である。
- ・市街地(坂下)の農地において、タヌキやハクビシン等に対する被害防止対策が図られておらず、農業生産地域へも被害が拡大している。
- ・平坦水田地は圃場整備が済んでいる。樹園地や山手の農地は、狭小で不整形な農地が多く、大型の農機具使用が難しい。
- ・当地区は貯水溜池に頼っているが水量確保が十分足りているとは言えず、水量確保のための設備が必要である。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、70歳以上の耕作面積の79.7%を占め、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積を上回る新たな担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・果樹・水稻・野菜を主要作物としつつ、温暖化による気象変動や資材高騰等による栽培環境の変化、消費者ニーズに対応するため、関係機関と連携し地域農業を活性化させる。併せて、新規作物であるぶどう・いちご等を導入し、農業を担う者を含めて有機農業等の栽培方法や団地化の形成を進める。
- ・坂上・坂下地区とも、後継者・担い手不足に直面しているため、地域外から希望する認定農業者や新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。
- ・生活の利便性・交通の便のよさなど市街地に隣接する若槻地区ならではの魅力を積極的にPRすることで、若手や県外からの新規就農者を呼び込んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	151 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	151 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注：区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現耕作者の今後の意向を定期的に把握して農地集約化を推進する。当面、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、中心経営体を中心に実情に応じて担い手の掘り起こしをするほか、新規就農者や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・坂上地区(上野・田中・田子・吉)を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指す。
・農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の有効活用や機械化による生産効率の向上を図るため、基盤整備された農地を守るとともに、農道や水路等の補修工事を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

この地域は果樹・水稻栽培が主であるが、様々な農産物をつくる農業者も存在する。したがって、農家創設を目指す新規就農者の受入れ・育成を促進すると共に、農家の後継者を確保するため、各地区にある農家組合組織を活用し、農業相談・農地の空情報等の共有をはかる。また、新規就農者や後継者が農業に取り組むために必要な補助金等の充実を含め、総合的な支援対策をJAなどの農業関係団体等と連携して検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

長野市農業公社が運営する農作業お手伝いさん制度を活用し、農作業の省力化と労働力の確保を行う。また、地域内の支援組織構築に向けた研究・検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

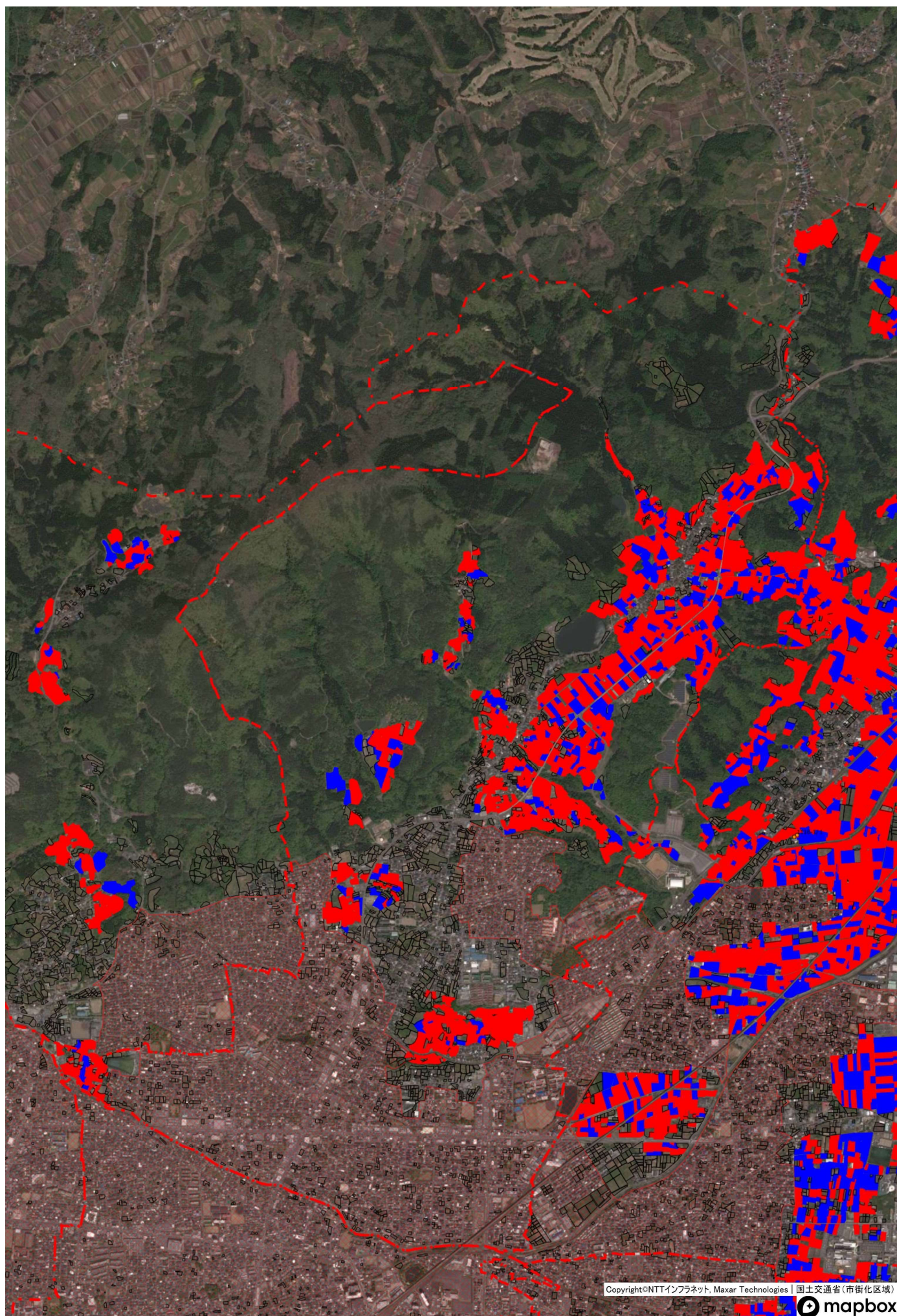
【選択した上記の取組方針】

○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針…①
 農地周辺の草刈りや共同での侵入防止柵の設置と適正な維持管理の実施など、野生鳥獣による被害エリアの拡大防止対策に取り組むほか、地区住民に対して鳥獣の誘因となる放置果実の撤去等を呼び掛けるなど、地区全体での総合的な野生鳥獣被害防止対策の実施について検討する。

○観光農園に関する取組方針…⑩
 善光寺からの近さという地理的優位性を生かし、観光客を呼び込むことができるような観光農園の開設等について検討する。

○情報交換の場の設置に関する取組方針…⑩
 新規就農者や認定農業者等を中心とした担い手の情報交換の場の設置を検討する。

○引き続き農業関係団体・住民自治協議会等と検討協議を重ねて方針を策定する。…⑩



青：現耕作者が耕作

赤：今後検討等（令和元～2年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和6年8月）